

## 40. 那覇市議会基本条例に関する市民意見の募集に関する要綱

平成 24 年 10 月 23 日  
議 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会基本条例(以下「基本条例」という。)の制定に当たり、那覇市議会(以下「議会」という。)が、基本条例の内容等必要な事項を公表し、広く市民の意見、情報及び専門的知識等(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うことにより、議会の意思形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の議会への積極的参画を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 本市に対して納税義務を有する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 市内に通勤又は通学する者

(公表の時期と意見等の募集期間)

第 3 条 議会は、基本条例について意思決定を行う前に必要な事項を公表し、広く市民から意見等を求めるものとする。

2 意見等の募集期間は、3 週間とする。

(意見等募集要領の公表)

第 4 条 議会は、意見等の提出先、提出方法及び提出期間を記載した意見等募集要領を公表し、市民に意見等を求めるものとする。

2 前項の意見募集要領には、次に掲げるものを添付する。

- (1) 基本条例の素案
- (2) その他、市民が意見等を提出するに当たり参考になると思われる資料

3 第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議会ホームページへの掲載
- (2) 市政情報センター及び議会事務局での縦覧又は配布

4 議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、他の方法により公表に努めるものとする。

(意見等の受理方法)

第5条 意見等の受理は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 電子メール
- (2) 議長が指定する場所への書面の提出
- (3) 郵便
- (4) ファクシミリ
- (5) 録音テープ又は点字
- (6) その他議長が必要と認める方法

2 意見等を提出する市民は、住所、氏名及び電話その他連絡方法を明示するものとする。

(意見等の活用)

第6条 議会は、市民から提出された意見等を十分考慮して、基本条例について意思決定を行うものとする。

(意見等の処理方法)

第7条 議長は、前条の規定により基本条例について意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する議会の考え方並びに基本条例の素案を修正した場合の当該修正の内容を速やかに公表するものとする。この場合において、市民から提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する議会の考え方をまとめて公表する。

- 2 議長は、提出された意見等のうち、原案と関係のないもの又は第三者をひぼう中傷するものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 第4条第3項の規定は、第1項に規定する公表について準用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月23日から施行する。